

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|---|--|---|
| <p>(指定申請書及び認定申請書) 第十八条 略</p> | <p>2 略 一 十五 略 十六 施行条例第五十一条第五項の規定による認定 3 5 略</p> | <p>第十八条 略</p> | <p>2 略 一 十五 略 十六 施行条例第五十一条第四項の規定による認定 3 5 略</p> |
| <p>(書類の閲覽) 第二十三条 省令第十一条の三第三項に規定する書類(以下「書類」という。)の閲覽場所は、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる場所とする。</p> | | | |
| <p>書類の区分 建築計画概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書</p> | <p>閲覽場所 県土整備部都市整備局建築指導課所属の建築主事の確認(法第六条の二第一項の規定により法第六条第一項の規定による確認とみなされるものを含む。以下この表において同じ。)に係るものにあつては県土整備部都市整備局建築指導課、土木事務所所属の建築主事の確認に係るものにあつては当該土木事務所</p> | <p>書類の区分 建築計画概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書</p> | <p>閲覽場所 県土整備部都市整備局建築指導課所属の建築主事の確認(法第六条の二第一項の規定により法第六条第一項の規定による確認とみなされるものを含む。以下この表において同じ。)に係るものにあつては県土整備部都市整備局建築指導課、土木事務所所属の建築主事の確認に係るものにあつては当該土木事務所</p> |
| <p>定期調査報告概要書、定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものを除く。)、 指定道路図及び指定道路調査書 定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものに限る。)</p> | <p>当該建築物、建築設備又は道路の存する区域を所管する土木事務所であつて建築主事が置かれるもの</p> | <p>定期調査報告概要書、定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものを除く。)、 指定道路図及び指定道路調査書 定期検査報告概要書(昇降機及び遊戯施設に係るものに限る。)</p> | <p>当該建築物、建築設備又は道路の存する区域を所管する土木事務所であつて建築主事が置かれるもの</p> |
| <p>県土整備部都市整備局建築指導課</p> | <p>県土整備部都市整備局建築指導課</p> | <p>県土整備部都市整備局建築指導課</p> | <p>県土整備部都市整備局建築指導課</p> |

2 7 略

2 7 略

略

る建築物については、これらの図書のうち「既存不適格調書」及び「各階平面図」を添付すること。

る建築物については、これらの図書のうち「既存不適格調書」及び「各階平面図」を添付すること。